

平成26年第5回太子町議会臨時会（第452回町議会）会議録

平成26年10月8日  
午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第43号 工事請負契約の締結について  
(長金陸橋修繕工事)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第43号 工事請負契約の締結について  
(長金陸橋修繕工事)

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	佐 野 芳 彦
15 番	中 井 政 喜	16 番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	北 陽 一 郎
書 記	首 藤 智 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	宗 野 祐 幸	財 政 課 長	森 川 勝

議長挨拶

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

日増しに秋の深まりを感じる季節となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝

にて御参集を賜り、本日ここに平成26年第5回太子町議会臨時会（第452回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

本日招集されました臨時会に付議されます案件は、契約案件であります。町政にとって重要な案件でありますので、議員各位におか

れましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） おはようございます。

平成26年第5回太子町議会臨時会（第452回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

朝夕は肌寒く感じるようになってきましたが、議員各位におかれましては公私とも御多忙のところ、御健勝にて本臨時会に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

平素は町政各般の伸展に御理解、御協力を賜っていますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

さて、本日の臨時会におきましては、契約案件1件につきまして御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました案件の内容等につきましては、後ほど説明させていただきますので、何とぞ慎重なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たり御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前9時59分）

○議長（橋本恭子） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第5回太子町議会臨時会（第452回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本恭子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、佐野芳彦議員、中井政喜議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本恭子） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（橋本恭子） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案1件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成26年度8月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 議案第43号 工事請負契約の締結について（長金陸橋修繕工事）

○議長（橋本恭子） 日程第4、議案第43号工事請負契約の締結について（長金陸橋修繕工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（北川嘉明） 議案第43号工事請負契

約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、長金陸橋修繕工事の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、去る9月26日に3社による制限付一般競争入札を執行した結果、兵庫県姫路市東延末2丁目50番地、美樹工業（株）、代表取締役中田純夫と7,290万円で契約するものであります。

詳細につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それでは、詳細説明のほうを申し上げます。

長金陸橋修繕工事につきまして詳細説明を申し上げます。

今回修繕いたします長金陸橋は、町内にある3跨線橋のうちの最も東に位置する跨線橋であり、全長327.55メートル、車道幅員4メートルのもので、昭和46年3月に竣工した橋りょうでございます。

本事業は、平成24年度に策定しました太子町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき実施するもので、国庫補助事業として防災・安全、社会資本整備交付金を活用して行うものでございます。

主な工事の内容は、剥落防止工が58平方メートル、断面修復工が0.736立方メートル、再塗装工が2,373平方メートル、伸縮装置工が20メートル、階段補修工が一式、ひび割れ注入工592メートル、表面含浸工942平方メートルでございます。

完成工期につきましては、平成27年3月25日を予定しております。

以上が工事請負契約の主な内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 長くなさそうなので二言、三言言いますけど……。

○議長（橋本恭子） 濟いませぬ、もう少しマイク近づけてください。

○井川芳昭議員 今部長が説明をされた言うてましたけど、剥落防止工とか断面修復工、再塗装工、伸縮装置工、階段補修工、ひび割れ、これ言われただけなんや、これ。書いてあるやつを。内容の話。この剥落防止工は何なんか。これ議員はわかっとんか、みんな。わかっとったら、俺に答えてほしい。断面修復工、何するんや。再塗装、これは塗装するんやろう。大体わかる。どんな塗装内容が、どんなものを使うて、どんな塗装するんや。伸縮装置わかっとう、誰か、これ。答えてみて、みんな。伸縮装置工って何の伸縮をするん、これ。わかっとったら答えてくれ。何でこんなことが質問できひんねん。っていうか、何でしない。私いつも不思議に思う。わかかってないのにわかったようなふりすな。ひび割れ注入工、どんなものを入れるん、これ。部長にも言うときたいけど、皆さん議員にも言うときたい。ほんまにわかかってへんやろう。

それと、説明も欲しいんやけど、この補修計画の一般図のこれ、字が小さくてほとんど見えへんのやけど。北側の側面図、平面図って書いてあるけど、見えるんやろうか。私目が悪いんで、皆さんよく見えるかもわからへんけど、もう少し大きな図面にできひんのかな、これ。

せんだっても総合公園のことで、ちょっと大きな図面出し直してくれとか、詳しい図面出し直してくれと話あって、街づくり課の課長が来て話しして出しましたけど、これでも出してくれとんのはええ。見えへんで、これ。出し直ししてくれへんかな。ずっと俺見よったけども、ほんま見えへんのや。

一応先ほどの図面の大きなものの提出と先ほどの工事概要、再々度説明願います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それでは、ま

ず最初に工事の概要について説明をさせていただきます。

剥落防止工につきましては、橋りょうの道路部分に当たります部分の側面を鉄板で支えている部分がありまして、その鉄板が剥落して落ちるということを防止するという工事でございます。

断面修復工につきましては、コンクリート構造物の断面が欠けている部分があります。そういったところをポリマーセメントモルタルにより断面を修復することでございます。

再塗装工につきましては、鉄骨部分、構造物の上部とか支承部、配管等の鉄骨部の素地をケレンを行いまして、今のさびとか、そういったものを取り除いて、表面を再塗装する工事でございます。

伸縮装置工といいますのは、路盤と路盤を何カ所かにつないで、季節の変動とか振動を吸収するとかということで、伸縮装置がついております。その荷重支持型のS Tジョイントというものに変更するものでございます。これについては、今回は4カ所を予定しております。

階段補修工につきましては、陸橋に階段で上る部分の断面が欠損しているとか、あと腐食とかしておりますので、それについての防食機能の劣化の抑制を行う工事でございます。

ひび割れ注入工につきましては、橋台、橋脚部のコンクリート構造の部分で、ひび割れが発生しておりますので、エポキシ樹脂をコーティング剤として注入をする工事でございます。

表面含浸工につきましては、袖擁壁であるとか下部、カルバート部等々におきまして雨水の浸入を防ぐために、ケイ酸塩素系の表面含浸剤により表面を加工するものでございます。

以上が工事の概要でございます。

あと、図面が小さいとおっしゃっておられるので、再提出は可能でございます。

あと、簡単に補修のところの説明をさせて

いただきましたが、右下に補修内容というのがあります。

まず、一番上の①が伸縮装置取りかえ工で、②が剥落防止工、③は削除してあります。④は排水管補修工、⑤が再塗装工、⑥は削除してあります。⑦につきましては上部工断面修復工、⑧につきましては下部工断面修復工、⑨につきましては下部工ひび割れ補修工でございます。これは、南も北も同じ内容となっております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 下の先ほどの補修内容のそこはいいんですけど、これ字だけでも大きくしておいてほしいんです。図面そのまま出して、云々じゃなしに。これ見て今から採決するんでしょう。その辺が、もうちょっと親切にならへんかなと思います。

入札にしても7,290万円ということで、1社、最低制限価格、これ失格、このたった20万円で失格。よう出せたなみたいなどもあるけど、私からしたら、7,000万円の工事、6,600万円出しとるところを20万円で失格になる。これもどうかと、ちょっとうまいこと20万円下げとんやなというのも見えるけど。3社入札で1社落札。

きのうのニュースでも、参議院の本会議で、独立行政法人の国立競技場の解体工事、官製談合の疑いやという話で、いろいろと質問もされてました。本当に太子町の場合もこれ談合ちゃうんかと、落札率からいうたら。よく話します。太子町は本当にそんなことはないかと思えますけども、これについてもそんなことがないように、天の声なんか聞こえんように、入札も気をつけていただきたいというふうにこの場をかりて言いますけども。

一番私心配なのが、いつもこれ追加工事、今は7,290万円でやっとうけど、多分この額からいうたら二、三百万円は出てくるのかな

ということが懸念されるんやけど、この辺についていかがですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然そういう現場の仕事に入りますと過不足が出てくることは考えられますが、とりあえず今の時点ではこの金額でやり切っていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 これについては、何度も言いますが、本当にここの現場を1回見に行ったほうがいいんじゃないかと。後ろから自分で見に行ったらいいんじゃないかという話も聞こえんこともないけど。自分で見に行くんでなしに、みんなで議会で見に行かなあかんのちゃうんじゃないかと思うたりもします。本来は現状を、現場を見に行ったら人が何人おるか。ほんまは休憩して見に行きたいとこやけど。どんな工事するんかとか、どんなとこがひび割れしとんやとか、どういう伸縮装置工があつて、今さっきのSTジョイントを4カ所かえられるという話も、いろいろとそういうことも見る必要があると思いますけど。当然肩持った議員もおつてやから、そんなことはせえへんと思いますけども。

私、特に反対云々の話するつもりはございません。本当にちゃんとした入札で、ちゃんとした見積もりで落札されてるんですから、本当に追加工事のないように、十分指導していきながらやっていってほしいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 先ほど工事概要の項目に対してトータル7,290万円の予算で入札をされとんですけども、内容自体の7項目に対する金額がどういう配分になつとるんかおわかりでしたら教えてもらいたいんです。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 各工法ごとの

金額につきましては、直接工事費としてつかんではおりますけれども、今後太子陸橋、また中道跨線橋と類似の修繕工事がありますので、単純に割り戻してある程度の金額がわかってしまいますので、入札に支障がないようにちょっと公表のほうは控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 今度これを修繕しますけども、普通の通常の使用状況で持つのは今後何年っちゃうか何十年ですか、その辺わかりますか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 特にこの工事をしたから何年持つということはちょっと一概には言えませんけれども、5年ごとに検査をして、随時補修をしながらできるだけ長く、長寿命化ということで使用したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 今回制限付一般競争入札なんですけど、この応札は3社なんですけど、どのような制限がついとんですか。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

ちょっとマイクにひっつけてください。

○財政課長（森川 勝） 今回制限つきで公告させていただいた内容でございますけども、まず1点に、建設業法で下請工事等が発生すると思われるので、特定建設業の許可を有する者ということをお前提としております。一般土木工事の制限をつけております。

2点目なんですけど、ランク、一般土木の経営審査事項結果通知書というのがございます。そちらのほうの総合評点のほうで、町内本店では685点以上、いわゆるCランク以上ということになってます。それから、県内本

店支店につきましては1,000点以上という評点以上というものを条件につけております。

もう一点、橋りょうの実績がある者ということで、元請として4,000万円以上の施工実績を有する者ということで、それを証明するものを添付するようということしております。

最後に、そこへ1,000人の管理技術者を配置できる者ということで、制限をつけて入札公告をさせていただいております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑は。

佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 今回はこの範囲は指定していない、範囲。要するに応札の、例えば揖龍なのか、西播なのか、県なのか、そういう範囲。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（森川 勝） 範囲としましては、兵庫県内に本支店を有する者ということになります。町内は当然でございますけども、それ以外にある者については除外ということになります。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに。

佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 それにしては応札が非常に少ないなという気はせんでもないんですが、これは結果であって、仕方がないなというところなんですけども。

それからもう一点、参考にちょっとお尋ねをいたします。

今回はあくまで町が施工する部分で、JR部分が残ってくるでしょうけども、そちらのほうも速やかにやらないかんだろうというふうに思いますけども、あくまでその部分は町ではできませんが、大鉄工業（株）になるというふうに思うんですけども、これはいつごろ計画されようとしとんですか。滑落ということもあるんですから、電車が走りよるとこ落ちたら、えらいこっちゃということになりますので、その辺の予定というか、参考に

お尋ねをいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 他の跨線橋のことについても、あわせて説明をさせていただきます。

27年度、28年度によりまして太子陸橋のほうを修繕予定しております。平成30年度に中道跨線橋の修繕を予定しております。

また、JR部分につきましては、今現在JR西日本近畿統括本部のほうと協議中でございます。具体的な日程については、まだそこまでの詰めはできておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 佐野芳彦議員。

○佐野芳彦議員 いつごろまでにそれは。

○議長（橋本恭子） 4回目になる。

○佐野芳彦議員 4回になったね。4回目、ごめんなさい。

○議長（橋本恭子） ちょっとほんなら濟いませぬ、カットで。

ほかにありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 直接の工事が始まるわけですけども、27年3月25日までの工事期間中、当然小学生であるとか幼稚園の園児であるとか、地元の方々が通行されるわけですけども、通行に関しての安全面の対策等はどのようにされるっていうことだけ。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然工事に伴いまして、通行どめがあります。最小限に行うということで努めてまいります。階段部分であるとか伸縮装置を工事する場合には通行どめはやむなしということで、ただしできるだけ最小限で行うようという指導をしたいと考えております。

また、仮設の足場を組みまして、また上部についてはつり足場とします。また、当然落下防止の安全確保を行いまして、通行の方等の安全の確保を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今階段部分等はいろいろ仮設の足場とかっていう話ですけども、具体的にそこを通って通うわけですか。また別の場所っていうことでしょうか。ちょっとそれだけ。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） とりあえず、朝は、一般の方は別としまして、生徒につきましては、9時ごろから始めるということで、通学が終わってから、できるだけ工事のほうは始めるように考えております。

また、工事によりましてどうしても通行止めとなる場合には、当然迂回をしていただくような形になるというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 1点だけ。この計画の中に防護柵の塗装というか、そういうのってないんですけども、これは何ででしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 予定といいますか、昨年度の計画の中では、防護柵の取りかえというような形で設計には入っておったんですけども、防護柵が今現在80センチほどなので、これは旧の基準で、現在は110センチになっております。それを取りかえるという工事になりますと、残念ながら国庫補助の対象にならないということと、あと今年度の予算の範囲内で工事をするにはちょっとその部分が大きく変わってくるんで、その辺につきまして調整をした結果、防護柵については今回の工事からは除いております。今後JRの工事のときに、またあわせて考えたいというふうに今のところ考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかにありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 それでは、先ほどの説明の中で、国庫補助金をいただくということもち

よつと言われたですけども、補助金をいただいて工事することそのものはありがたいことですけども、いかほどいただけるのかなということがちょっと気になるんですけども、今の時点でわかれば、概略で結構ですから教えていただきたいと思います。

それともう1点、当然工事をしますと、補修工事ですので保証期間等々あるかと思えますので、その辺何かトラブルが出たときには何年の保証等をしておるのかどうか、それをお願いしたいと思います。

それともう1点、完成が平成27年3月25日ということを知ったんですけども、工事の着手はいつごろから入る予定になってるのか、その3点お願いしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、国庫補助のことをございます。10分の5.5をいただけることになっております。当然その実績に合わせていただくこととなりますので、金額的なものは今現在ではちょっと答えられません。

それとあと……。

○議長（橋本恭子） 保証。

○経済建設部長（堂本正広） 保証は……。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

（経済建設部長堂本正広「お願いします」の声あり）

○財政課長（森川 勝） 今回の契約の中で、こちらのほうで議決をいただきますと、本契約を結びます。工事請負契約の中で、瑕疵担保としまして、通常の場合2年になります。ただ、瑕疵が受注者の故意、または重大な過失により生じた場合には、10年間ということの規定しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 工事の着手をございますけれども、当然その御議決をいただいて、美樹工業（株）と相談をさせていただいて、できるだけ早くかかりたいと思えますけれども、当然材料を集めるとか、そうい

ったことで準備期間が約一月ぐらいかかるのかなと今のところ考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ほかに。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 一応説明を受けてわかりましたけれども、例えばこの工事をする時間帯というんでしょうか、例えば下は列車が通っている関係もあるし、そういう中で安全を当然図られるんですけれども、夜間にもされるのかどうかということをちょっと心配しとるんですけれども、昼間だけであれば問題ないと思うんですけれども。その辺もちょっと工事の内容等の中で時間帯がわかれば、今後詰められていくのであればいいです。わかれば知りたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） JR部分については、今回発注しておりませんので、除かれるというふうになっております。

また、工事につきまして、先ほども開始時間9時ぐらいからと申しあげましたように、9時から5時ぐらいで支障のない範囲で工事をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 まず、先ほど他の議員さんからJRの上は大鉄工業（株）さんがとってあるというような発言をされたけども、それには部長お答えになっとってないんやけど、下手すればこれ余りええ発言やないわな。大鉄工業（株）さんに決まっとんやったらよろしいでせ。それはちょっとついでお答えをしといてもらいたい。

それと、今回最低制限価格きちっと記載されとんですが、最低制限価格を設ける理由っていうのはどういうふうなことによって決め事があるのか。フリーにしたら、今までの経

験からいえば、ええ仕事せえへんとかというふうなお答えもあったんですが、この最低制限価格を設けなならん理由があるんだったら、それをちょっと教えていただきたい。

それと、この最低制限価格の決定に至る計算式、全国统一のものがあるんか。ちょっと聞いたところでは、それはないというふうには私は思うとんですが、ないんであれば、太子町独自の計算式でいっとんか。そしたら、太子町独自の計算式でいっとんであれば、他の自治体さんと比較すれば、太子町の出てくる価格は果たしてどう違うのか、まずその点、先にお聞きします。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（森川 勝） まず最初に、私のほうから最低制限価格の設定の根拠について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、地方自治法施行令第167条の10第2項に、工事または製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときはあらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする事ができるとされております。

この最低制限価格につきましては、手抜き工事、履行遅延、それからダンピング——安値受注です——そういったものを防止するために、当該工事にも最低制限価格を設けたものでございます。

理由としては以上でございます。

あとにつきましては、部長のほうからお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、JR部分の工事のことについてでございます。

先ほど大鉄工業（株）がするのはという発言がありましたけれども、まだ今協議中ですので、JRと協議した結果、町が実際に行うのか、またJRのほうで行われるの

か、その辺のことを今後詰めていきますので、今のところ業者がはっきり決まっているわけではございません。

あと、最低制限価格の数値でございます。

これにつきましては、ホームページ等で太子町の状況を公表しております。平成24年4月に改正をしまして、土木一式工事の場合の算定式としては、直接工事費の0.95を掛けたものプラス共通仮設費の0.6を掛けたものプラス現場管理費に0.5を掛けたものプラス一般管理費に0.2を掛けたもので算出をしております。

ちなみに、県におきましては、直接工事費に0.95、共通仮設費に0.9、現場管理費に0.8、一般管理費に0.5を掛けたものというふうに規定をされております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑……

（清原良典議員「いや、さかいどんなんや言よんや。よそと比べて」の声あり）

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 濟いませぬ。

県に比べて太子町のほうが数値的には低くなっております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 清原良典議員。

○清原良典議員 今数字をずっと上げられて、それこそわからん人のほうが多いと思うけど、私は理解できました。

それで、今回3社しかおらんのだというのも大体わかります。なかなか橋りょうの工事しとる業者がおってないから。

ほいで、一般土木でも長年にわたって地元建設業者さんの組合が陳情で、何とか町内業者に町内業者にということを一生涯命言われてきてやっとなったもんや。それで、今回経験がある業者が3社以上おられて撤退したった人もおるんかどうかわからんやけど、落札がこれ姫路市の業者や。ほいで、せっかくの太子町の業者2社。それも1社はたった20万円で失格や。太子町の業者は恩恵をこう

むるんです、当局に対しても。それは、計算式でいけば、1つの線をぴゅっと引けば、一円でも安ければそれは失格や。だけど、あなた方には執行者としての裁量権があるやろ。20万円ぐらいなんじゃいな、はっきり言うて。思いませんか。20万円やで。1つの線やなしに、ちょっとグレーの線をすっと幅広うにせんかいな。ほんなら、わざわざ648万円も高い金出して、町外の業者にとらす必要ないやんか。何のメリットがあるんじゃいな。

この町外業者にしてもろうて、何のメリットもないんや。20万円も低いちゃうんや、20万円や。裁量権持とってんやないの執行者としての。同じ方向におって入札するんちゃうんや。業者こっちにおって、あなた方そっちにおって、わからへんがな、こんなもん。私は、そこらをもっと、こういうときに裁量権を使うてもらいたい。20万円が何%になる。1%の何分の1やいな。

それは、いや、計算したからこうなったんやって言うてかもわからんけども。もうちょっと町に得になることを考えてもらいたい。どない思てですか。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（森川 勝） 今回制限つき的一般公告をさせていただいた段階で、最低制限価格の設定をさせていただいております。これをもし下回った場合は自動的に失格となるものでありまして、これはもう制度上どうしようもないことございまして、裁量権が働く余地のないものでございますので、御理解のほうをよろしく申し上げます。

以上です。

（清原良典議員「もう一回あったかい。もう一回ありましたか」の声あり）

（井川芳昭議員「もう3回やったんちゃうん」の声あり）

○議長（橋本恭子） いえ、3回で、もう一回あります。

清原良典議員。

○清原良典議員 よう理解しとんがいな。むちゃくちゃよう理解しとんがいな。だから、それを今後ちょっとあんたらも、見て見ぬふうにしとうこともほかに何ぼでもあるやんかいな。それを太子町のために648万円も高い業者にとらしとんや。そういうことも、私らの気持ちも酌んでもうて、建前はわかるがな、建前は。648万円あってみやいな。龍田の田んぼ何ぼ買える、ほんまに。ほんまに、冗談もちょっと入れたけど、ちょっとその辺幅広い裁量権をそういうときに使っていたきたい。副町長、どない思われます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 回答は、財政課長が申し上げたとおりです。ただ、私も入札のときに執行しておりまして、見たときにもったいないなという、これははっきり申し上げて自分自身感じたところがございます。ただ、先ほど財政課長が申し上げましたとおり、制度として最低制限価格と予定価格の範囲内で勝負するといいますか、入札を行うということをしておりますので、これを裁量権をもって、20万円やからいやもうええやないかというぐあいにはいかない状態でございます。

ただ、他市では低入札価格調査制度というものがございますので、その辺のところはまた検討していきたいと、このように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） ほかに質疑ありませんか。

（佐野芳彦議員「ちょっとだけ休憩してください」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午前10時39分）

（再開 午前10時41分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、こ

れで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第5回太子町議会臨時会（第452回町議会）を閉会します。

（閉会 午前10時42分）

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（橋本恭子） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、今臨時会に付議されました案件を滞りなく議了することができましたことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対しまして、衷心より敬意と謝意をあらわす次第でございます。

朝夕はめっきり涼しくなってきましたが、議員各位におかれましては、この上とも健康に御留意されまして、町政伸展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） 平成26年第5回太子町議会臨時会（第452回町議会）が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、議案1件に

つきまして慎重なる御審議を賜り、適切に御議決をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

秋冷日増しに募る時期ですが、議員各位におかれましては、御健康に十分御留意いただき、太子町行政のさらなる伸展に一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、臨時町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日  
太子町議会議員 橋 本 恭 子

署名 議員 佐 野 芳 彦

署名 議員 中 井 政 喜